

日本卵生メダカ倶楽部会則

第1条 会の名称

会の名称を「日本卵生メダカ倶楽部 Killifish Club of Japan」とし、略称を「KCJ」とする。

第2条 会の目的

卵生メダカ愛好者の団体として、卵生メダカの普及、種の保存と飼育技術の向上を通して会員相互の交流親睦を図る。

第3条 会の活動

- A) 会誌・会報の発行
- B) Convention 開催（オークション）
- C) 歴代繁殖
- D) 新種導入
- E) 譲渡交換
- F) 飼育支援（初心者フォロー）と飼育技術の普及
- G) 国内外の同好の諸氏・団体との交流と友好協力関係の構築など

第4条 会の年度

会の役員・会計の年度は毎年1月1日から12月31日とする。

第5条 会員と会費

第1項 会員資格

卵生メダカ愛好家で、一定の常識と見識を持ち、会の趣旨に賛同し、会費を納入すれば、国籍・信条は問わず誰でも会員になれる。

第2項 会費の納入

会費は年会費 3000 円とする。

継続される会員は毎年 12 月の第 2 週日曜日までに翌年度分会費を納入しなければならない。

都合により納入が遅れる場合には事務局へ連絡すること。連絡及び納入無き場合は会員資格を失効するものとする。

尚、学生は会費を半額とする。途中退会されても返金しません。

会費を送金する場合は下記口座へ振り込むこと。

○会費振込先

■他銀行からの振込み

銀行名	ゆうちょ銀行
支店名	〇二八
預金科目	普通
口座番号	0188265
受取人名	ニホンランセイメダカクラブ

■郵便振替

記号番号	10290-1882651
受取人名	ニホンランセイメダカクラブ

第3項 除名

会員が本会の活動方針に著しくそぐわない行動を取ったり、本会の活動・運営に妨げを与えた場合、役員会は役員会の3分の2の賛成でもって当該会員の除名が出来る。除名者には、それまでに払った会費は返却されない。

第4項 協力会員

必要に応じ、協力会員を置くことが出来る。協力会員は、卵生メダカ販売業者、水族館、雑誌社等で、本会の活動に理解と協力が得られる団体。

会員の推薦により、役員会の承認を受け協力会員になれる。会費、受けられるサービスの範囲等は案件ごとに別途役員会で協議決定する。

第6条 役員と運営

第1項 役員

役員は会長（1名）と副会長（若干名）、事務局長（1名）、財務担当役員（若干名）、会誌編集役員（若干名）、ホーム・ページ（HP）担当役員（若干名）、広報担当役員（若干名）、共同購入担当役員（若干名）、輸入担当役員（若干名）、会員登録担当役員（若干名）、会計監査役（若干名）、顧問（1名）でもって構成する。

- ・ 会長、事務局長と顧問は支部長、部会長を含む役職兼務は原則として不可。ただし、複数役職の補助員（補佐）としての登録は可。
- ・ 役員は支部長と部会長を含む役職を2つまで兼務する事ができる。
- ・ 支部長と飼育魚別部長は役員と看做す。
- ・ 会長職を遂行した会員は引き続き2年間顧問として役員に留まる。
- ・ 役員は必要に応じ役員会で新設・廃止ができる。

第2項 役員の選出

役員は選挙により選出される。役員候補者は自薦・他薦を問わず、推薦者3名（関東、中部、関西各支部の会員から各1名）を明記し、役員候補者名を、任期の切れる年の10月15日までに、事務局長まで提出する。

- ・ ただし、他薦の場合は、必ず各役員候補者の承認をとり付けてから、提出する事。11月始めに会報等で候補者を推薦者名と共に発表する。
- ・ 12月15日までに全会員はメール、郵便等でもって、記入した投票用紙を事務局長に送るものとする。
- ・ 候補者が定員以下の場合は無投票当選とする。

第3項 役員の任期

選挙で選ばれた役員の任期は2年間とする。但し、会長以外の継続再選は妨げない。

第4項 役員会

会の運営は役員会が行う。役員会は、役員と支部長及び飼育魚別部会の部会長で構成される。

役員会に於ける投票権は一人一票とする。

第5項 役員会が決めた役員

役員会が決めた役員は総会または臨時総会で参加者（含む委任状）の過半数を持って覆す事が出来る。また、役員会が決めた役員の任期は、選挙で選任した役員会役員の任期までとする。

第6項 補助員(補佐)

各担当役員は役員会への報告を持って、補助員を会員の中から選ぶことが出来る。

- ・ 補助員の任期は、選任した役員会会員の任期までとする。
- ・ 補助員は役員会 ML に登録され、意見を述べたり、異議を唱えたりすることができる。
- ・ ただし、補助員には役員会での投票権は無い。

第7項 役員代行

各担当役員は役員会への報告を持って、一時的な代行役員を役員の中から選ぶ事ができる。代行期間は3ヶ月を超えない事。

役員会での投票権は代行できない。

第8項 辞任役員の後任

役員が任期を全うできないと判断されたら、役員会は残存期間中の後任を決める事が出来る。

第9項 会計報告

財務担当役員は会の収入・支出の明細を把握し、定期的に役員会に現況を報告する。
財務担当役員は年次総会において前年度の収支及び新年度の予算を発表する。

第10項 運営費

運営費は、会費以外に、各種事業やオークション・余剰魚配布手数料等による。
また必要に応じ臨時会費を役員会の決議を経て徴収できる。

第11項 会則変更

会則の変更・追加は、その必要性に応じ、役員会で決定できる。
役員会が決めた変更・追加は、総会または臨時総会で参加者（含む委任状）の過半数を持って覆す事が出来る。
尚、本会の会則の解釈に疑義があった場合は、役員会で決定する。

第7条 総会

第1項 時期

年度ごとに年次総会を開催する。出来るだけ早く開催するが、その方法、時期等は役員会で決定する。

第2項 成立条件

総会は委任状を含む過半数の会員で成立する。
また必要に応じ、役員会は臨時総会を適時開催する事が出来る。

第3項 総会への提案事項

年次総会への提案事項は10月10日までに文章で事務局長に提出する。
議案は11月の会報等で告知する。

第8条 支部会

第1項 設置

本会は、各地に活動の拠点となる支部会の設立を推奨する。
会員が5名以上集まれば支部会として本会に申告し、役員会の承認を経て支部会が設置される。

第2項 支部会役員と会員

- ・ 会には支部長のほかに、少なくとも会計と書記の係を置き、支部の運営を進める。
- ・ 支部長の任期は会の役員改正期とあわせ原則2年間とする。
- ・ 支部長の選出は各支部にて行う。
- ・ 各支部は年に一度支部員に会計報告を行う。
- ・ 支部会員は全員が当会の会員でなければならない。

第3項 活動

定期的に集会を開催し、必要に応じ、ミニ Convention、オークション等を開催する。
また、支部から協力要請があった時には、本会は出来る限りの支援をする。

第9条 その他

本会則の実施に当たって、役員会は運営細則を別に定める事が出来る。

第10条 会の設立日と住所

本会は 2002 年 12 月 14 日を設立日とし、会の住所は、便宜上、会員名簿の筆頭者とする。

- ・ 該当者の事前了承を取り付けるものとする。
- ・ 筆頭者が、外国籍の会員になった場合や該当者に不都合が生じた場合は次席の住所とする。

細則

・ 飼育魚別部会長

各飼育魚別部会長を3支部の会員各一名の推薦で持って、任命する。再選を妨げない。

平成 25 年 6 月 8 日